

令和2年5月

第1回臨時教育委員会會議

會議錄

令和2年5月6日開催

# 会 議 録

開 催 日 時	令和2年5月6日（水）			午後3時	開会	午後3時59分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室						
出席者	教育長 及び委員	教育長 黒蕨 真一， <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣，委員 滝山 義之 委員 近藤 美保，委員 山崎 與吉					
	事務局	説明員	学校教育部長	山川 俊巳	社会教育部長	高田 敏和	
	事務局	事務局員	学校教育部次長	林上 敦裕	社会教育部次長	酒井 睦元	
			学校教育部次長	石原 伸広			
			学校教育部次長	佐藤 潤一			
傍 聴 者	0人						
公開・非公開の別	公開						
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 臨時休業中の取組について</li> <li>・報告第1号 新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業期間等の延長（臨時代理）について</li> <li>・報告第2号 新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の閉館期間の延長（臨時代理）について</li> </ul> </li> <li>5 その他</li> <li>6 閉会</li> </ol>						

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和2年5月第1回臨時教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和2年1月定例教育委員会会議（令和2年1月24日開催）、令和2年2月定例教育委員会会議（令和2年2月4日開催）、令和2年2月第1回臨時教育委員会会議（令和2年2月29日開催）、令和2年3月定例教育委員会会議（令和2年3月26日開催）及び令和2年4月定例教育委員会会議（令和2年4月21日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和2年1月定例教育委員会会議、令和2年2月定例教育委員会会議、令和2年2月第1回臨時教育委員会会議、令和2年3月定例教育委員会会議及び令和2年4月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p>
佐藤学校教育部次長	<p>議案第1号「臨時休業中の取組について」、説明願います。</p> <p>臨時休業の延長につきましては、この後の報告議案において申し上げますが、本市においても、5月31日まで、市内全小・中学校を臨時休業としたところであります。</p> <p>今回の北海道教育委員会からの延長要請の通知においては、文部科学省5月1日発出の通知で示された「学校の感染を可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、再開に向けての取組を進めていく」という国の考えに基づき、臨時休業中において、段階的に学校教育活動の再開に向けた取組を進めることとしており、本市においても、学校の再開に向け、児童生徒の生活や学習リズムの回復などの取組を段階的に進めていく必要があるものと考えています。</p> <p>まず、分散登校につきまして御説明いたします。国や北海道の通知に基づき、学校再開に向けた段階的な取組として実施するものでございます。学校における3密を避けるなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、学校規模に応じ、学年や学級等を単位とする分散型の登校日を設定します。1教室当たりの児童生徒数を概ね20名程度とするか若しくは広い教室を使用して、座席を1～2メートル程度離して着席させることとします。</p> <p>次に、緊急受入れについてですが、旭川市が子育て支援部を中心に、学校教育部との緊密な連携の下、全庁的な応援態勢により実施しています。学校の臨時休業中に仕事を休むことができず、預け先がないなど、家庭等</p>

での保育が難しい世帯の小学校1年生から6年生までを対象に、午前8時から正午まで学校での施設における受入れを、正午から午後6時半までは、放課後児童クラブの特例入会により緊急受入れを実施しております。

学校の再開に向けた段階的な取組といたしましては、5月11日から同月31日までの期間において、4つのSTEPで、分散登校を行いながら対応をしてみたいと考えています。

現在はSTEP1とし、分散登校を実施せず、児童生徒が家庭で生活している段階です。この度の休業期間においては、新たに、各学校において、学校図書館の図書の貸出しや、コンピュータ教室の開放によるインターネットを利用した学習の場を提供するほか、学校に相談室を設置し、児童生徒や保護者に対するスクールカウンセラーによる相談を行う予定です。

また、教育委員会といたしましては、市内の全ての小・中学生が家庭学習で取り組む共通課題を作成して学校に配付し、どの学校の児童生徒も、新学年で学習する内容を、同じように家庭で学習できるよう学校を支援するとともに、3月5日から開設した春の学び場を再開し、新たに、本市の教員による授業動画や、ヴォレアス北海道の選手による運動動画を掲載し、児童生徒の学習及び運動のサポートをいたします。

STEP2の分散登校では、1人当たり週1回登校し、健康状態や家庭学習の取組状況を確認するとともに、新たに取り組む家庭学習課題の指導を行うため、1～2時間程度の登校を実施いたします。

STEP3の分散登校では、1人当たり週2回登校し、STEP2に加え、生活指導や家庭学習の状況を踏まえた補充のための授業を行うため、1～2時間程度の登校を実施いたします。

STEP4の分散登校では、小学校は1年生から3年生までを午前、4年生から6年生までを午後に分けて登校させる形態とします。また、中学校は一つのクラスを午前・午後の2グループに分けて登校させる形態とします。児童生徒は毎日登校し、家庭学習の状況や成果等を踏まえた補充のための授業に加え、学校再開後の各教科等の授業に円滑に移行できるよう3～4時間授業の実施をいたします。また、配膳を最小限とした給食の提供を行います。

現在は、学校再開につきましては6月1日を目途としておりますが、感染症拡大の状況によっては、再開後もSTEP4を継続することも想定しております。

学校再開後の取組といたしましては、特に中学校3年生の学習については、学習サポートを行い、進路に関する相談も含め丁寧に指導するとともに、小学校1年生については、改めてスタートカリキュラムによる指導を丁寧に行い、どの子ども学校生活に適應できるよう指導してまいります。また、児童生徒への教育相談や保護者懇談を実施し、不安や悩みにきめ細かく対応してまいります。

これらのSTEPの取組を、感染症の状況に応じて実施しながら、児童生徒の心身を整え、学校生活のリズムの回復を図り、通常の学校生活を目指してまいります。

議案第1号「臨時休業中の取組について」、御意見、御質問等がありますか。

STEPごとの期間は決まっていますのですか。

感染症拡大の状況によりまして、どのSTEPが適切か都度考えながら対応してまいります。

現在の見通しで言いますと、5月11日の週からSTEP1を始め、本の貸出しを行うため学校図書館を開放するとともに、家庭にオンラインの環境がない子どもたちに限定してコンピュータ教室の開放を行い、学習の機会を増やしてまいります。児童生徒が登校するのは、5月15日までの北海道の休業要請期間を終えた翌週の5月18日から、状況を見ながらSTEP2又はSTEP3からスタートしようと考えております。

教 育 長  
山 崎 委 員  
佐藤学校教育部次長  
学校教育部長

	<p>次の週の5月25日からは、学校再開前の最後の週であり、ここをSTEP 4として、できるだけ通常の学校生活に近い形で学校再開に結び付けていきたいと思っているのですが、市内の感染状況が悪くなれば、例えば、STEP 2又はSTEP 3まで取組を進めましたが、STEP 1に戻すことなども想定しながら、学校が混乱しないようにSTEPごとの取組を学校と共有し、円滑に進めていきたいと考えています。</p>
本 田 委 員	<p>最近、見える化というのが随分言われているので、この資料は非常に分かりやすく、学校にとっても理解しやすいものになっていると思います。STEPごとに予定でも良いので期日を設定すると、さらに見える化が進むのではないのでしょうか。状況に応じて変更もあり得るといっただし書を付けたら良いと思います。見える化というのは、数字にこだわってはいけないと言われていますが、数字があるかないかで間違った解釈にはならず済みますので、できれば期日のある程度入れると、より見やすくなると思います。</p>
学校教育部長	<p>加えて、6月から学校を再開するに当たり、カリキュラムの再検討が必要になると思います。4月からのカリキュラムは作られているのですが、5月31日まで休んだため、おそらくやり残したこともあるのでし、まだやっていないことが6月から急遽詰まってくると、学校として何から始めるのかを検討しなければなりません。そして、学校の中でどのような作業が想定されるのかを指導、支援していくことも求められると思います。</p>
本 田 委 員	<p>STEPごとの期日に関しまして、これまでの臨時休業等の対応では予定を組んでも、予定外となることも多く、各期間の基本となる内容を示し、各学校に対応してもらおうと考えておりますが、学校と検討してみたいと思います。</p>
山 崎 委 員	<p>それで良いと思いますが、学校がこれを理解しないと、いくら良いものを作っても保護者に周知されないのでは、期日についても学校として目処を付けるよう指示した方が良いのではないかと思います。学校再開まで残り3週間なので、目処として学校が押さえてくれたら説明もしやすいと思いました。</p>
教 育 長	<p>このSTEP 1からSTEP 4までの移行のタイミングは、各学校が判断して良いのですか。</p> <p>市立小中学校については、対応を統一しています。</p>
	<p>この取組については、各学校の再開に向けたロードマップとして、各学校がそれぞれ想定をして準備をしておいてほしいことを示しています。</p> <p>STEP 1については、4月20日から臨時休業はしておりますが、図書の貸出しはSTEP 1の取組ということになります。それから、STEP 1は北海道の休業要請もありますので、概ね5月15日までと考えております。それ以降のSTEP 2、STEP 3、再開前にはSTEP 4をしっかりと踏んで再開に当たらないといけないので、今御意見いただいたことを踏まえながら進めてまいります。</p>
	<p>また、各学校において休業期間中にどのような学習支援をしているかを、教育指導課で各学校に調査しているところです。前年度の補習を行っている学校もあれば、新年度の新しい学年の教育課程の勉強をしている学校もあります。各学校がどのように指導しているのかも調査して、しっかりと足並みを揃えて6月1日から各学校が同じスタートラインに立てるように今から調整していく必要があります。また、今後長期休業をどのように活用していくのか全体として考えなければならないので、各学校の進捗状況を把握しておく必要もあります。これに加えて、各学校の準備についても必要だと思っております。</p>
	<p>また、オンラインでの学習について、どうしても家庭環境によって難しいところもあるので、学習環境が十分でない家庭については、配慮していかなければならないと考えております。</p>

滝山委員	一人一台の端末整備と書いてありますが、これから貸出しをしようとしているのですか。
学校教育部長	貸し出せる端末はまだ購入できていない状況です。本市では今年度は高速ネットワークの整備を行います。今回、国のコロナ関連の補正予算では、一人一台の端末の整備を今年度中に行うということで、加速する動きがありましたので、担当部局とも相談しながら、端末整備を可能な限り早急に進めていきたいと考えております。 また、緊急用の貸出しについては、端末が調達されることが前提になるので、今年度中の貸出しは調達でき次第ではあります。
滝山委員	ここ最近では感染が収まってきておりますが、冬になったらまた流行すると思います。そうすると、冬休みよりも夏休みを短くしてやるべきことをやっておいた方がよろしいと思います。また、臨時休業とする基準はあるのでしょうか。
教育長	学校を再開して、万が一、児童生徒、教員に感染者が出た場合は、その学校だけを休業することも措置としてあります。また、冬場に向けてというお話もありましたので、端末の整備についても、遅れることのないように進めてまいりたいと思います。
本田委員	オンライン学習は一方通行ではありますが、各学校で授業の提供をしていると聞いていますし、こういう取組そのものは具体的で良いと思います。教職員に授業をしてもらうということは効果的だと思います。最近言われているのは、対面で言葉を介しながら行うものが教育だということもあり、どこかで対面できる機会を設けることは大事であると思います。STEP 4の期間が長ければ長いほど保護者は安心するであろうと感じます。しかし、あと3週間しかないのです。一区切りといっても1週間単位の取組となるのかと思います。是非STEP 4を基に6月1日から全校一斉に再開したら嬉しいと思います。
近藤委員	保護者の立場からすると、STEP 1からSTEP 4までの期日について、先にある程度の見通しを教えていただくことはできないのですか。
学校教育部長	これまでの国や道からの通知では、2日後に臨時休業が始まるなど、見通しを持っていない中での対応でありましたが、今回の取組を学校と共有することで、見通しをお示しできるものと考えております。 一方、ある状況が起きたときに、臨機応変に対応できた方が、円滑に進むことも、今誰もが先を読めない中では良い場合もあるのではないかと思います。ある程度お示しすることはできても、詳細までお示しすることは、今この感染症の対応については、なかなか難しいことと感じております。
近藤委員	市民や保護者も、これだけ国の方針がどんどん出てきて、一気に決まることに慣れてきているとは思いますが。旭川市もこのままの現状でいけば、こういう流れでいこうでも良いと思います。特に、給食の有無は保護者にとって影響が大きいようなのです。
学校教育部長	給食の対応については、大変難しいところです。現時点では、5月22日までは給食を止めています。25日からは実施できるように業者と協議しているところです。
教育長	食材の関係もあり、給食を次の日から提供することは難しい状況です。次のSTEPに入るのも、学校との連携や給食の手配も考えて、やはり前の週の中頃あたりに方向性を示していかなければならないと思っています。できれば前の週の中頃に判断したいと思っていますが、何分先ほどもお話したように、国や道の通知を見てからとなります。文科省から色々な通知が多数来ていて、それを読み解いていく中で、ここまでのものを一つ作りました。教育委員の皆様にはSTEPごとの取組を御理解いただき、これを学校と共有し、後は概ね一週間くらいの区切りで判断していきたいと思っています。

本 田 委 員	何日からと言われると限定されるので、教育長の今の言葉そのまま、概ね一週間を目途に、と付け加えることはどうでしょうか。
近 藤 委 員	ここまでこの状況が続くと、保護者の疲弊も進んでいまして、それにより、家庭環境が良くない方向に変わってきています。そこまでは私たちではケアできないと思うのですが、少しでも今現在の方向性が見えるだけで、仕事の都合であるとか、子どもをどうしたら良いかなど、安心感が生まれるのかと思いました。
教 育 長	なかなか今明確なことは言えませんが、給食もありますし、子どもの緊急受入れとも連動しています。保護者も予定を立てることがあるでしょうから、少しでも早く考え方がまとまれば、しっかりと御連絡させていただきたいと思います。また、各学校とPTAとの関係性の中で、これを踏まえてどのように各校長や教頭がお話をするかもありますが、まず一つずつ段階を踏んで、再開に向けて取り組んでいきたいと考えております。御了承いただければ、この考え方で運用をさせていただこうと思います。参考になる御意見いただきましたので、整理をして進めさせてもらえたらと思います。
本 田 委 員	決してこれを否定するつもりではありません。はっきり見えて、とても整理されて良いと思いますので、是非これで進めていただくのと、各学校の中で、これがチェックリストとして活用されれば大変有意義かと思えます。今まで教育委員会が学校に対して支援や指導した内容とは変わっていないと思いますが、それに気付いていただき、いつまでにこれをしなくてはならないのか、おそらく再開に向けて準備をしていると思うのですが、残りの3週間はなに力を入れて、職員に説明をして、職員がどう動いていたら良いのかという意味では、これは貴重な道標になるものだと思いますので、是非活用していただくことを望みます。
滝 山 委 員	今北海道では感染者が800人余り出ていて、札幌圏では75～80%くらい占めており、13都道府県で特定警戒地域に指定されています。北海道では、札幌と札幌以外とで考えていかななくてはならないと思います。旭川市は13都道府県以外の地域と同じイメージでいく必要がありますが、現状では全道一括でやらなければならないという考え方になっています。しかし、このような考え方では成り立たないし、是非柔軟に、学校再開に向けて取り組んでいただけたらと思います。
教 育 長	たくさんの御意見をいただきましたが、全体としては、このような段階的な取組の整理をしながら、今後は状況に応じて学校再開に向けて取り組んでまいります。 他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
各 教 育 長	それでは、議案第1号「臨時休業中の取組について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
各 教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第1号「臨時休業中の取組について」は、原案どおり決定します。
石原学校教育部長	次に、報告第1号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業期間等の延長（臨時代理）について」、報告願います。 国による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、北海道知事から北海道教育委員会に対し、また、北海道教育委員会から市町村教育委員会に対し、更なる小中学校の臨時休業等の延長について要請があったところであります。 このことを受けて、旭川市立小中学校の臨時休業期間の延長及び学校教育関連施設の閉館の対応につきましては、要請を受け早急に処理し、保護者や市民に周知する必要がありましたことから、市長の決定のもと、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、次のとおり教育長

		<p>が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。</p> <p>内容についてであります。まず小中学校の臨時休業期間については、北海道教育委員会の要請や保健所の意見などを踏まえ、令和2年4月30日付けの要請によるものが、5月7日から同月10日まで、また、同月4日付けの要請によるものが、同月11日から31日までといたします。</p> <p>また、学校教育関連施設につきましても、富沢ふれあいの家につきましては、主に教職員、児童生徒が利用する教育施設であること、東旭川学校給食センター貸館エリアにつきましては、給食調理施設との複合施設であり、感染発生時における給食提供に係る影響が大きいことから、いずれも学校の休業期間に合わせ閉館とするものであります。</p>
教 育 長		<p>報告第1号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業期間等の延長（臨時代理）について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
各 委 員 長	各 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告第1号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業期間等の延長（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業期間等の延長（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
酒井社会教育部次長		<p>次に、報告第2号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の閉館期間の延長（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>令和2年5月1日に市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、市内小中学校の臨時休業の延長と併せ、公共施設の閉館を引き続き、5月7日から同月10日まで継続することが確認され、全市的な対応とするため、緊急に処理する必要がありましたこと、また、同月5日開催の対策本部会議におきまして、北海道の方針に基づき、本市として基本的に同月31日まで市有施設を閉館する方向性が確認され、さらに引き続き同月11日から31日まで閉館を継続することで、全市的な対応とするため、緊急に処理する必要がありましたことから、いずれも、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告するものであります。</p> <p>なお、今後の対応についてですが、北海道におきましては、5月4日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、社会教育施設等の閉館措置の延長を民間の休業要請に併せて同月15日までとしたこと、また、国が更新した感染対策の基本的対処方針では、東京や北海道などの特別警戒区域においても博物館、美術館、図書館などについては感染対策を講じることを前提に開館することなどが考えられるとしておりますことから、本市としても基本的に閉館を5月末までとしておりますが、今後の感染症の状況や、同月14日以降に示される予定の北海道の対応などを注視しながら、開館が可能な状況になりましたら、例えば入館制限を設けるなどの対策を講じた上で、5月末を待たずに開館することも視野に入れ、検討してまいりたいと思います。</p>
教 育 長		<p>報告第2号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の閉館期間の延長（臨時代理）について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
滝 山 委 員	滝 山 委 員	<p>予約制や人数制限は考えているのですか。並んで入ったりすると今の時期良くないと思います。</p>
酒井社会教育部次長		<p>博物館や美術館は制限するほどの人数は入らないと思いますが、図書館はかなり混み合うことが予想されます。そういう場合は、何人までというように入館する人数を制限していくことも考えられると思います。今後の</p>



滝	山	委	員	<p>方向性についても検討してまいります。</p> <p>施設を有効に活用した方が良いと思うので、混み合わないように入数をコントロールするためにも予約制は良い方法だと思います。</p> <p>入場制限，利用制限，エリア制限など，図書館であれば貸出しのみで読書はしないなど，検討が必要と考えています。</p> <p>他に，御意見，御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは，報告第2号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の閉館期間の延長（臨時代理）について」は，報告のとおり了承すること御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め，報告第2号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の閉館期間の延長（臨時代理）について」は，報告のとおり了承します。</p> <p>《 そ の 他 》</p> <p>他に，何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは，以上で令和2年5月第1回臨時教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>
教	育	長		
各	委	員		
教	育	長		
各	委	員		
教	育	長		
教	育	長		
各	委	員		
事	務	局		
教	育	長		